

鹿 児 島 県 公 報

平成21年 3 月 27 日（金）第2482号の 7



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火，金）

定価 送料共 1 箇月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則（※）	（人事課取扱い） 1
訓 令	
○行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令（※）	（人事課取扱い） 14

規 則

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第15号

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則

鹿児島県行政組織規則（昭和35年鹿児島県規則第122号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条の2」を「第17条の5」に，「環境生活部」を「環境部」に，「第4款 環境保健センター（第71条―第73条）」を「第4款 環境保健センター（第71条―第73条）
第4款の2 管理型処分場建設推進センター（第73条の2―第73条の4）」に改め，「及び身体障害者自立支援センター」を削り，第11款 盲
第12款 肢

内厚生園（第88条―第90条）

ろうあ児施設（第91条―第93条）を「第10款から第12款まで 削除」に改める。

体不自由児施設（第94条―第96条）」

第7条中第10号を第11号とし，第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ，第3号の次に次の1号を加える。

(4) 環境部

第7条中第3号を削り，第2号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 総務部県民生活局

第8条第1項の表総務部の部を次のように改める。

総務部	秘書課 人事課 職員厚生課 広報課 学事法制課 市町村課 政策課 財政課 税務課	調整係 秘書係 総務経理係 人事係 給与係 厚生係 健康管理係 公務災害係 共済経理係 共済 給付係 県民の声係 報道企画係 広報係 県民情報係 文書係 私立学校係 法制・訟務係 行政係 財務係 税政係 選挙係 調整係 企画調査係 公債管理係 予算係 総務企画係 管理納税係 直税係 間税係 税務電算
-----	--	--

県民生活局	生活・文化課	県民企画係 消費生活係 くらし安全係 文化振興係 文化企画係
	共生・協働推進課	協働企画係 地域協働係
	青少年男女共同参画課	青少年企画係 青少年育成係 幼保連携係 少子化対策係
	人権同和対策課	調整係 啓発係

第8条第1項の表環境生活部の部を次のように改める。

環境部	環境企画課	総務経理係 企画調整係 環境保健係
	地球温暖化対策課	環境推進係 地球環境係
	廃棄物・リサイクル対策課	一般廃棄物係 リサイクル推進係 産業廃棄物係
	自然保護課	自然保護係 野生生物係 自然公園係
	環境保全課	環境管理係 大気係 水質係

第8条第1項の表保健福祉部の部長寿社会課の項を削り、同部介護保険課の項を次のように改める。

介護福祉課	介護企画係 保険者指導係 地域ケア・介護予防係 施設整備係 事業者指導係
-------	---

第8条第1項の表保健福祉部の部障害福祉課の項を次のように改める。

障害福祉課	療育支援係 自立支援係 地域生活支援係 精神保健福祉係 事業者指導係
-------	------------------------------------

第8条第1項の表保健福祉部の部子ども課の項中「子ども課」を「子ども福祉課」に、「児童育成係」を「児童福祉係」に改め、同表商工労働部の部産業立地課の項中「管理調整係」を「管理調整係 企業誘致企画係」に、「産業集積係 技術振興係」を「技術振興係」に改め、同表農政部の部食の安全推進課の項中「食の安全推進係 表示加工係」を「表示指導係 食の安全推進・加工係」に改め、同部畜産課の項中「草地飼料係」を「耕畜連携飼料対策係」に改め、同表土木部の部監理用地課の項中「監理用地課」を「監理課」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

課 名	室 名	係 名
人事課	行政管理室	行政管理係
市町村課	合併・分権推進室	
財政課	財産活用対策室	財産活用対策係
共生・協働推進課	長寿・生きがい推進室	
青少年男女共同参画課	男女共同参画室	男女共同参画係
企画課	世界文化遺産登録推進室	
保健医療福祉課	医療制度改革推進室	医療政策係 医師確保対策係
	国保指導室	国保・高齢者医療係 国保指導係
監理課	用地対策室	収用調整係 用地係
道路建設課	高速道対策室	高速道係
都市計画課	生活排水対策室	生活排水係
	都市緑化フェア推進室	総務係 広報企画係 会場運営係 施設整備係
建築課	営繕室	庁舎建築係 学校建築係 機械設備係 電気設備係
	住宅政策室	住宅管理係 住宅企画係 住宅建設係
危機管理防災課	原子力安全対策室	原子力安全対策係

第9条第2項の表会計課の項中「指導検査係 国費係 審査第一係 審査第二係」を「指導審査第一係 指導審査第二係 指導審査第三係 国費係」に改め、同表財産管理課の項中「財産管理課」を「庁舎管理課」に、「庁舎管理係 公有財産係」を「庁舎管理第一係 庁舎管理第二係」に改める。

第10条第2項の表中「環境生活部」を「環境部」に、「生活・文化課」を「環境企画課」に、「監理用地課」を「監理課」に改める。

第15条第1号を次のように改める。

(1) 私立学校（幼稚園を除く。）、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。

第15条の次に次の2条を加える。

（市町村課）

第15条の2 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市町村の組織及び運営の合理化に資する技術的な助言又は勧告に関すること。
- (2) 郡の区域及び市町村の境界変更に関すること。
- (3) 住居表示に関すること。
- (4) 住民基本台帳に関すること。
- (5) 市町村職員共済組合に関すること。
- (6) 市町村職員の研修に関すること。
- (7) その他市町村及び市町村長の行う事務につき、地方自治法関係法令の規定により県又は知事の権限に属する事項の処理に関すること。
- (8) 市町村振興計画に関すること。
- (9) 土地開発公社（市町村のみが設立団体となるものに限る。）に関すること。
- (10) 地方自治及び行財政制度の調査、検討及びその普及に関すること。
- (11) 市町村の財務事務の技術的な助言又は勧告及び起債の同意又は許可に関すること。
- (12) 市町村の税、地方交付税及び地方特例交付金に関すること。
- (13) 市町村振興資金に関すること。
- (14) 行政書士に関すること。
- (15) 選挙管理委員会に関すること（選挙管理委員会の権限に属する事項を除く。）。)
- (16) 自治紛争処理委員及び固定資産評価審議会に関すること。
- (17) 市町村の組合及び財産区に関すること。
- (18) 市町村の廃置分合に関すること。
- (19) 定住自立圏その他の広域行政に関すること。
- (20) 自主的な市町村合併を推進するための助言、支援その他の措置に関すること。
- (21) 市町村への事務権限の移譲に関すること。

2 合併・分権推進室においては、前項第17号から第21号までに掲げる事務を分掌する。

（政策課）

第15条の3 政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 主要プロジェクトの推進に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事の特に命じたこと。
- 第16条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条に次の7号及び1項を加える。
- (7) 公有財産及び公の施設に関する事務の総括に関すること。
 - (8) 公有財産の記録及び管理に関すること。
 - (9) 土地開発基金に関すること。
 - (10) 県有物件の火災共済に関すること。
 - (11) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
 - (12) 鹿児島空港県営駐車場に関すること。
 - (13) かごしま応援寄附金に関すること。

2 財産活用対策室においては、前項第7号から第13号までに掲げる事務を分掌する。

第17条の2を次のように改める。

（生活・文化課）

第17条の2 生活・文化課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民生活局の施策策定その他所管業務の総合調整に関すること。
- (2) 物価物資対策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 物資の安定供給対策の調整及び実施（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 物価物資に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (7) 第2号から前号までに掲げるもののほか、物価物資の事務に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (8) 消費者行政の総合調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 鹿児島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和52年鹿児島県条例第33号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (10) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の施行に関すること。
- (11) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の施行に関すること。
- (12) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）及び消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の施行に関すること。
- (13) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）の施行に関すること。
- (14) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行に関すること。
- (15) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）の施行に関すること。
- (16) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (17) 消費者契約法（平成12年法律第61号）の施行に関すること。
- (18) 金融広報に関すること。
- (19) 鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年鹿児島県条例第76号）の施行に関すること。
- (20) 交通安全に関する企画及び総合調整に関すること。
- (21) 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (22) 交通安全対策特別交付金に関すること。
- (23) 交通安全の啓発及び普及に関すること。
- (24) 交通事故被災者の救済に関すること。
- (25) 交通事故相談に関すること。
- (26) 犯罪被害者等支援の相談及び調整に関すること。
- (27) 文化芸術の振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (28) 文化芸術の振興に係る施策の実施に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (29) 鹿児島県文化芸術の振興に関する条例（平成17年鹿児島県条例第24号）の施行に関すること。
- (30) ユネスコ活動に関すること。
- (31) 著作権に関すること。
- (32) 県史に関すること。
- (33) 余暇対策の総合調整に関すること。
- (34) かごしま県民交流センター、消費生活センター、歴史資料センター黎明館、文化センター、霧島国際音楽ホール及び霧島アートの森に関すること。
- (35) 生活安定審議会、文化芸術振興審議会及び交通安全対策会議に関すること。
- (36) 県民生活局の他課の所管に属しないこと。

第17条の2の次に次の3条を加える。

（共生・協働推進課）

第17条の3 共生・協働推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 共生・協働の地域社会づくりに関すること。
 - (2) 共生・協働センターに関すること。
 - (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の施行に関すること。
 - (4) 地域コミュニティに関すること。
 - (5) すこやか長寿社会運動推進事業に関すること。
 - (6) 元気高齢者チャレンジ推進事業に関すること。
 - (7) 全国健康福祉祭派遣事業に関すること。
 - (8) ふれあいプラザ なのはな館運営事業に関すること。
 - (9) 老人クラブ育成事業に関すること。
 - (10) 老人の日記念事業に関すること。
 - (11) 第5号から前号までに掲げるもののほか、高齢者の生きがいづくりに関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- 2 長寿・生きがい推進室においては、前項第5号から第11号までに掲げる事務を分掌する。
（青少年男女共同参画課）

第17条の4 青少年男女共同参画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年対策及び郷土^{ふるさと}に学び・育む青少年運動の企画及び総合調整に関すること。
 - (2) 青少年対策及び郷土^{ふるさと}に学び・育む青少年運動の実施に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
 - (3) 鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）の施行に関すること。
 - (4) 若者の自立支援に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成に関すること。
 - (6) 青少年会館に関すること。
 - (7) 私立幼稚園に関すること。
 - (8) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関すること。
 - (9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関すること（障害福祉課及び子ども福祉課の所管に属するものを除く。）。
 - (10) 児童手当法（昭和46年法律第73号）の施行に関すること。
 - (11) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の施行に関すること。
 - (12) 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）の施行に関すること（子ども福祉課の所管に属するものを除く。）。
 - (13) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関すること（社会福祉課、介護福祉課、障害福祉課及び子ども福祉課の所管に属するものを除く。）。
 - (14) 第9号から前号までに掲げるもののほか、児童の福祉に関すること（障害福祉課及び子ども福祉課の所管に属するものを除く。）。
 - (15) 男女共同参画の推進に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
 - (16) 男女共同参画の推進に係る施策の実施に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
 - (17) 鹿児島県男女共同参画推進条例（平成13年鹿児島県条例第56号）の施行に関すること。
 - (18) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
 - (19) 男女共同参画センターに関すること。
- 2 男女共同参画室においては、前項第15号から第19号までに掲げる事務を分掌する。
（人権同和対策課）

第17条の5 人権同和対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 同和対策の総合調整に関すること。
- (2) 人権行政の総合調整に関すること。
- (3) 地方改善施設整備事業（同和対策関係事業に限る。）に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、同和対策及び人権行政に関すること。

第18条の3第24号を削る。

第18条の6第2号中「統計法（昭和22年法律第18号）」を「統計法（平成19年法律第53号）」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「鹿児島県統計調査条例（昭和25年鹿児島県条例第8号）」を「鹿児島県統計調査条例（平成21年鹿児島県条例第17号）」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第2章第2節第3款の款名中「環境生活部」を「環境部」に改める。

第19条から第22条までを次のように改める。

第19条から第22条まで 削除

第23条の見出しを「（環境企画課）」に改め、同条中「環境政策課」を「環境企画課」に改め、第5号から第9号までを削り、第10号を第5号とし、第11号から第14号までを5号ずつ繰り上げ、同条第15号中「及び環境学習の推進」を削り、同号を同条第10号とし、同条第16号から第18号までを5号ずつ繰り上げる。

第23条の2に次の1号を加え、同条を第23条の3とする。

(7) 管理型処分場建設推進センターに関すること。

第23条の次に次の1条を加える。

（地球温暖化対策課）

第23条の2 地球温暖化対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 鹿児島県地球環境保全行動計画に関すること。

(2) 鹿児島県地球温暖化対策推進計画に関すること。

(3) 県庁環境保全率先実行計画に関すること。

(4) 環境マネジメントシステムに関すること。

(5) 地球環境を守るかごしま県民運動に関すること。

(6) 環境学習の推進に関すること。

(7) 新エネルギー等の開発利用促進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第24条の見出しを「（自然保護課）」に改め、同条中「環境保護課」を「自然保護課」に改める。

第25条の見出しを「（環境保全課）」に改め、同条中「環境管理課」を「環境保全課」に改める。

第26条第1項に次の13号を加える。

(21) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の施行に関すること（健康増進課の所管に属するものを除く。）。

(22) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の施行に関すること。

(23) 後期高齢者医療広域連合及び市町村に対する助言等に関すること。

(24) 後期高齢者医療診療報酬審査委員会の委員の委嘱に関すること。

(25) 後期高齢者医療審査会に関すること。

(26) 国民健康保険事業の運営の指導に関すること。

(27) 保険者及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関すること。

(28) 直営診療施設に関すること。

(29) 国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の委嘱に関すること。

(30) 国民健康保険審査会に関すること。

(31) 保険医療機関等に対する指導等に関すること。

(32) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

(33) 地域保健法（昭和22年法律第101号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第26条に次の1項を加える。

3 国保指導室においては、第1項第21号から第33号までに掲げる事務を分掌する。

第27条の2第2号中「（昭和26年法律第45号）」を削り、「長寿社会課」を「青少年男女共同参画課、介護福祉課」に、「子ども課」を「子ども福祉課」に改める。

第28条を次のように改める。

（介護福祉課）

第28条 介護福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢社会対策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施行に関すること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関すること。
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に関すること。
- (5) 社会福祉法の施行に関すること（青少年男女共同参画課、社会福祉課、障害福祉課及び子ども福祉課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 介護予防に関すること。
- (7) 地域ケアに関すること。
- (8) 介護実習・普及センターに関すること。
- (9) 高齢者の保健福祉関係の施設整備に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、高齢社会対策及び高齢者の保健福祉に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第28条の2を削る。

第28条の2の2第3号中「らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）」を「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）」に改め、同条第16号中「長寿社会課」を「保健医療福祉課」に改め、同条を第28条の2とする。

第28条の3第3号中「（昭和22年法律第164号）」を削り、「子ども課」を「青少年男女共同参画課及び子ども福祉課」に改め、同条第7号中「子ども課」を「子ども福祉課」に改め、同条第10号中「社会福祉課、長寿社会課及び子ども課」を「青少年男女共同参画課、社会福祉課、介護福祉課及び子ども福祉課」に改め、同条第14号中「、身体障害者自立支援センター」及び「、川内厚生園、三光学園、整肢園」を削り、「、障害者自立交流センター及び川内自興園」を「及び障害者自立交流センター」に改める。

第28条の4の見出しを「（子ども福祉課）」に改め、同条中「子ども課」を「子ども福祉課」に改め、同条第1号中「こと（）」の次に「青少年男女共同参画課及び」を加え、同条第2号を次のように改める。

- (2) 少子化社会対策基本法の施行に関すること（青少年男女共同参画課の所管に属するものを除く。）。

第28条の4中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条第7号中「社会福祉課、長寿社会課」を「青少年男女共同参画課、社会福祉課、介護福祉課」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同条第10号中「こと（）」の次に「青少年男女共同参画課及び」を加え、同号を同条第8号とし、同条中第11号から第18号までを2号ずつ繰り上げ、第19号を削る。

第29条第11号及び第30条第8号中「財団法人かごしま産業支援センター」を「かごしま産業支援センター」に改める。

第31条を次のように改める。

（産業立地課）

第31条 産業立地課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 工業の技術指導の総合調整に関すること。
- (2) 発明奨励及び知的財産の活用の推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）及び電気事業法（昭和39年法律第170号）の施行に関すること。
- (4) 産業立地推進対策の企画及び総合調整に関すること。
- (5) 鹿児島県工業開発等促進条例（昭和38年鹿児島県条例第4号）の施行に関すること。
- (6) 工業団地の整備及び分譲に関すること。
- (7) 工業立地指導及び調査並びに立地企業に対する公害防止についての指導に関すること。
- (8) 電源立地地域対策交付金に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

- (9) 工業技術の開発及び利用の促進並びに異業種交流の促進に関すること。
- (10) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）の施行に関すること。
- (11) 科学技術の振興に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (12) 工業技術センター及び大島^{つるぎ}技術指導センターに関すること。
- (13) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に関すること（経営金融課の所管に属するものを除く。）。
- (14) 中小企業高度化資金の貸付けに関すること（経営金融課の所管に属するものを除く。）。
- (15) 産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）の施行に関すること。
- (16) かごしま産業支援センターに関すること（商工政策課及び経営金融課の所管に属するものを除く。）。

(17) 前各号に掲げるもののほか、工業及び産業立地に関すること。

第35条第11号中「観光審議会」を「観光立県推進会議」に改める。

第38条第8号中「及び農協教育基金協会」を削る。

第38条の2中第5号を削り、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること。

第38条の2中第7号から第9号までを削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、同条第12号中「にやさしい」を「と調和した」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第13号を第10号とし、第14号を第11号とする。

第39条の4に次の1号を加える。

- (2) 耕作放棄地の再生利用に関すること。

第42条第6号中「森林保全巡視事業」を「森林保全管理事業」に改め、同条第8号中「病害虫防除」を「森林病害虫等防除」に改め、同条第9号中「有害鳥獣の駆除」を「鳥獣の捕獲等（生活環境又は農林水産業に係る被害を防止する目的で行うものに限る。）」に改め、同条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同条第16号中「除伐及び」を削り、「促進」を「推進」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第17号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、第22号を第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (22) 森林環境税関係事業に関すること。

第42条第23号及び第24号を削る。

第43条の見出しを「（監理課）」に改め、同条第1項中「監理用地課」を「監理課」に改め、第18号を第19号とし、第8号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査に関すること。

第43条第2項中「前項第11号から第18号まで」を「前項第12号から第19号まで」に改める。

第43条の2第7号中「監理用地課」を「監理課」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の施行に関すること。

第47条第1項第1号中「住宅課」を「建築課」に改め、同項に次の1号を加える。

- (18) 全国都市緑化フェアの開催に関すること。

第47条に次の1項を加える。

3 都市緑化フェア推進室においては、第1項第18号に掲げる事務を分掌する。

第48条第1項第10号中「監理用地課」を「監理課」に改める。

第49条第5号中「財産管理課」を「財政課」に改め、同条第7号中「調整」を「調製」に改める。

第50条の見出しを「（庁舎管理課）」に改め、同条中「財産管理課」を「庁舎管理課」に改め、第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第9号までを3号ずつ繰り上げ、第10号から第12号までを削る。

第52条第1項中第11号を削り、第10号を第11号とし、同条第9号中「及び身体障害者自立支

援センター」を削り、同号を同条第10号とし、同条中第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 管理型処分場建設推進センター

第52条第1項中第12号及び第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号から第38号までを2号ずつ繰り上げる。

第56条第1項の表鹿児島地域振興局の部総務企画部の款総務企画課の項中「地域振興係 会計係 日置会計分室」を「地域振興係」に改め、同款納税課の項中「調整係 整理計画係」を「調整係」に改め、同表南薩地域振興局の部総務企画部の款総務企画課の項中「地域振興係 会計係 指宿会計分室」を「地域振興係」に改め、同表北薩地域振興局の部総務企画部の款総務企画課の項中「地域振興係 会計係 出水会計分室 さつま会計分室」を「地域振興係」に改め、同表始良・伊佐地域振興局の部総務企画部の款総務企画課の項中「地域振興係 会計係 大口会計分室」を「地域振興係」に改め、同表大隅地域振興局の部総務企画部の款総務企画課の項中「地域振興係 会計係 曾於会計分室」を「地域振興係」に改め、同表熊毛支庁の部総務企画部の款県税課の項及び大島支庁の部総務企画部の款県税課の項中「課税係 会計係」を「課税係」に改める。

第57条第1項総務企画課の項中第33号を削り、第32号を第33号とし、第9号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 景観形成に関すること。

第57条第1項総務企画課の項中第34号及び第35号を削り、第36号を第34号とし、第37号から第39号までを2号ずつ繰り上げ、同条第1項県税課の項第8号から第10号までを削る。

第58条第1項地域保健福祉課の項第10号中「（平成9年法律第123号）」を削る。

第59条第1項林務水産課及び林務課の項第14号中「病虫害防除」を「森林病虫害等防除」に改める。

第60条第1項土木建築課の項中第19号を第21号とし、第15号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の2号を加える。

(15) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関すること。

(16) エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関すること。

第60条第3項の表鹿児島地域振興局建設部鹿児島港支所の項中「建設係 維持係」を「港湾係」に改める。

第61条第2項の表保健福祉環境課の項中「保健係 衛生・環境係 福祉係」を「保健福祉係 衛生・環境係」に改め、同条第3項総務課の項中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 観光に関連する連絡調整及び普及啓発に関すること。

第61条第3項総務課の項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同条第3項保健福祉環境課の項第1号を次のように改める。

(1) 福祉に関すること（行旅病人及び行旅死亡人並びに生活保護法の施行に係るものを除く。）。

第62条第2項の表徳之島事務所の部総務課の項中「用地管理係 会計係」を「用地管理係」に改め、同条第4項総務課の項中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とする。

第65条第2項協働活動促進課の項第4号中「認証申請等の受理」を「認証等」に改める。

第3章第3節第4款の次に次の1款を加える。

第4款の2 管理型処分場建設推進センター

(設置)

第73条の2 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備に関する事務を行うため、管理型処分場建設推進センターを設置する。

(名称及び位置)

第73条の3 管理型処分場建設推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鹿児島県管理型処分場建設推進センター	薩摩川内市

（分課及び分掌事務）

第73条の4 管理型処分場建設推進センターに次の課を置く。

- (1) 業務調整課
- (2) 施設整備課

2 前項の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

業務調整課

- (1) 施設整備に係る啓発に関すること。
- (2) 環境保全協定に係る連絡調整に関すること。
- (3) 施設の周辺地域の振興に係る連絡調整に関すること。
- (4) 環境整備公社との連絡調整に関すること。

施設整備課

- (1) 施設整備に関すること（業務調整課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 環境保全協定に関すること（業務調整課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 施設の周辺地域の振興に関すること（業務調整課の所管に属するものを除く。）。

第80条中「を行うとともに、身体障害者が自立更生するために必要な指導及び訓練に関する事務」を削る。

第82条第1項の表自立支援課の項を削り、同条第2項総務課の項第2号を削り、同項第3号中「他課」を「相談課」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項自立支援課の項を削る。

第3章第3節第8款の款名中「及び身体障害者自立支援センター」を削る。

第83条中「を行い、身体障害者自立支援センターは、身体障害者が自立更生するために必要な指導及び訓練に関する事務」を削る。

第84条中「及び身体障害者自立支援センター」を削り、同条の表鹿児島県身体障害者自立支援センターの項を削る。

第85条中「及び身体障害者自立支援センター所長」を削る。

第3章第3節第10款から第12款までを次のように改める。

第10款から第12款まで 削除

第88条から第96条まで 削除

第166条第2項行政第二課の項中「環境生活部」を「環境部」に改める。

第172条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 企業誘致課

第172条第2項観光物産課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項の次に次のように加える。

企業誘致課

- (1) 企業誘致に関すること。
- (2) 企業間の技術連携、共同研究開発等の情報提供及びあつせんに関すること。
- (3) 企業に関する情報の収集及び提供に関すること。

第177条第2項の表IT政策監の項から少子化対策監の項までを次のように改める。

政策調整監	政策課	主要プロジェクトの推進その他の知事が特に命じた事項に関する事務
くらし安全対策監	生活・文化課	くらし安全・安心まちづくり及び交通安全対策に関する事務の総括
文化振興企画監	生活・文化課	文化芸術の振興に関する事務の総括
少子化対策監	青少年男女共同参画課	少子化対策に関する事務の総括
若者自立支援対策監	青少年男女共同参画課	若者自立支援に関する事務の総括
資源対策監	地域政策課	資源エネルギー対策に関する事務の総括
指導監査監	社会福祉課	社会福祉施設等の検査に関する事務の総括

精神保健福祉対策監	障害福祉課	精神保健福祉対策に関する事務の総括
-----------	-------	-------------------

第177条第2項の表公共事業調整監の項中「監理用地課」を「監理課」に改め、同表財産活用対策監の項を削り、同条第3項の表主任県税徴収対策官の項中「主任県税徴収対策官」を「総括県税徴収対策官」に改め、同表主任指導監査員の項中「介護保険課」を「介護福祉課」に改め、同条第4項の表を次のように改める。

職	課
政策調整員	政策課
県税徴収対策官	税務課
指導監査員	社会福祉課 介護福祉課
指導審査専門員	会計課
学芸専門員	必要な課
専門員	必要な課
技術専門員	必要な課
研究専門員	必要な課
主査	必要な課
技術主査	必要な課

第177条第5項の表ねりんピック総括監の項を削り、同表港湾対策審議監の項の次に次のように加える。

都市緑化フェア総括監	土木部	部長に直属し、全国都市緑化フェアの開催に関する特命事項を処理する。
------------	-----	-----------------------------------

第178条第1項の表所長の項中「保健所」を「管理型処分場建設推進センター 保健所」に、「身体障害者更生相談所 障害者自立支援センター」を「身体障害者更生相談所」に改め、同表園長の項中「川内厚生園 三光学園 整肢園 若駒学園」を「若駒学園」に改め、同表次長の項中「精神保健福祉センター」を「管理型精神保

「川内厚生園 三光学園 整肢園 若駒学園」に改め、同表副園長の項中「川内厚生園 三光学園 若駒学園」を「若駒学園」に改め、

「ハートピアかごしまの課 川内厚生園の課 三光学園の課 整肢園の課」を「管理型処分場建設推進センターの課 ハートピアかごしまの課」に改め、同表課長の項中

め、同表室長の項の次に次のように加える。

課長代理	第61条第2項の課のうち必要な課	課長に直属し、下命の事務を処理する。
------	------------------	--------------------

第178条第2項の表事務長の項から副看護師長の項まで、計量専門員の項及び専門指導員の項を削る。

第179条第1項の表中「学芸主事 社会福祉主事 保育主事 児童指導主事 婦人指導主事 児童自立支援主事 生活指導主事」を「保育主事 児童指導主事」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（鹿児島県青少年保護育成条例施行規則の一部改正）
- 鹿児島県青少年保護育成条例施行規則（昭和37年鹿児島県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「環境生活部青少年男女共同参画課」を「総務部県民生活局青少年

男女共同参画課」に改める。

（県政の企画調整の組織及び運営に関する規則の一部改正）

- 3 県政の企画調整の組織及び運営に関する規則（昭和38年鹿児島県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6）総務部財政課長

第10条第1項中第19号を第20号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

（15）土木部監理課長

第10条第1項中第14号を削り、第13号を第14号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

（9）環境部環境企画課長

第10条第1項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）総務部県民生活局生活・文化課長

（鹿児島県公有財産管理規則の一部改正）

- 4 鹿児島県公有財産管理規則（昭和39年鹿児島県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条の2及び第3条第2項中「出納局長」を「総務部長」に改める。

第9条中「財産管理課長」を「財政課財産活用対策室長」に改める。

（鹿児島県土地開発基金管理規則の一部改正）

- 5 鹿児島県土地開発基金管理規則（昭和44年鹿児島県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第3条中「出納局長」を「総務部長」に、「行なう」を「行う」に改める。

第7条第1項中「財産管理課長」を「財政課財産活用対策室長（以下「財産活用対策室長」という。）」に、「行ない」を「行い」に改め、「総務部長を経て」を削り、同条第2項中「、総務部長」を削る。

第12条第3項中「財産管理課長」を「財産活用対策室長」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第15条中「財産管理課長」を「財産活用対策室長」に改める。

（鹿児島空港県営駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

- 6 鹿児島空港県営駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年鹿児島県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「県出納局財産管理課長（以下「財産管理課長」という。）」を「県総務部財政課財産活用対策室長（以下「財産活用対策室長」という。）」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「財産管理課長」を「財産活用対策室長」に改め、同条第4項中「財産管理課長」を「財産活用対策室長」に改める。

別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「鹿児島県出納局財産管理課長」を「鹿児島県総務部財政課財産活用対策室長」に改める。

（給与等の支払事務に関する規則の一部改正）

- 7 給与等の支払事務に関する規則（昭和47年鹿児島県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表公舎入居料管理者の項中「出納局財産管理課長」を「出納局庁舎管理課長」に改める。

（鹿児島県生活安定審議会規則の一部改正）

- 8 鹿児島県生活安定審議会規則（昭和52年鹿児島県規則第66号の3）の一部を次のように改正する。

第5条中「環境生活部生活・文化課」を「総務部県民生活局生活・文化課」に改める。

（鹿児島県庁舎等管理規則の一部改正）

- 9 鹿児島県庁舎等管理規則（平成8年鹿児島県規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表中「（財産管理課）を「（庁舎管理課）」に、「出納局財産管理課長」を「出納局庁舎

管理課長」に改める。

（鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

- 10 鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別表中

「別表（第2条関係）」を

「別表（第2条関係）」を

総務部

条例別表総務部の表5の項に規定する鹿児島県地域改善対策専修学校等奨学資金の返還債務の免除に関する条例（昭和62年鹿児島県条例第37号）及び対象地域（地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条第1項に規定する対象地域をいう。）に居住する同和関係者の子弟に対する奨学資金の貸与に係る規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	鹿児島県地域改善対策専修学校等奨学資金の返還債務の免除に関する条例施行規則（昭和62年鹿児島県規則第64号。以下この項において「免除規則」という。）及び鹿児島県地域改善対策専修学校等奨学資金貸与規則（平成12年鹿児島県規則第95号。以下この項において「貸与規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 免除規則第2条第2項の規定による奨学資金返還免除申請書の受理及び知事への送付 (2) 免除規則第3条の規定による奨学資金返還免除決定通知書の送付 (3) 貸与規則第14条第2項の規定による奨学資金返還猶予申請書の受理及び知事への送付 (4) 貸与規則第14条第3項の規定による返還債務の履行猶予の可否の決定の内容の通知 (5) 貸与規則第16条の規定による変更届出書又は死亡届出書の受理及び知事への送付
--	--

に

改める。

別表環境生活部の表を次のように改める。

環境部

条例別表環境部の表3の項第5号に規定する県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	県立自然公園条例施行規則（昭和33年鹿児島県規則第112号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第3条の規定による公園事業執行認可申請書の受理及び知事への送付 (2) 規則第4条第3項（規則第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定による供用開始期日延期承認申請書の受理及び知事への送付 (3) 規則第5条の規定による管理経営方法届又は管理経営方法変更届の受理及び知事への送付 (4) 規則第6条第2項の規定による公園事業の執行の認可事項変更承認申請書の受理及び知事への送付 (5) 規則第7条第2項の規定による公園事業休止（廃止）承認申請書の受理及び知事への送付 (6) 規則第8条第3項の規定による公園事業譲渡承継承認申請書の受理及び知事への送付 (7) 規則第10条の規定による届出の受理及び知事への送付 (8) 規則第16条の規定による特別地域内行為許可申請書の受理及び知事への送付
---	--

(9) 規則第22条の規定による損失補償請求書の受理及び知事への送付

（鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

- 11 鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第167号）の一部を次のように改正する。

別記第15号様式（裏）中「鹿児島県環境生活部生活・文化課」を「鹿児島県総務部県民生活局生活・文化課」に改める。

訓 令

鹿児島県訓令第3号

行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令

（鹿児島県行政事務改善委員会規程の一部改正）

- 第1条 鹿児島県行政事務改善委員会規程（昭和39年鹿児島県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「財政課長，税務課長，市町村課長」を「市町村課長，財政課長，税務課長」に，「生活・文化課長」を「環境企画課長」に，「監理用地課長」を「監理課長」に，「財産管理課長」を「庁舎管理課長」に改める。

第8条第2項中「生活・文化課」を「環境企画課」に，「監理用地課」を「監理課」に改める。

（消費者行政連絡協議会規程の一部改正）

- 第2条 消費者行政連絡協議会規程（昭和41年鹿児島県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 総務部県民生活局長
- (2) 総務部県民生活局生活・文化課長
- (3) 企画部企画課長
- (4) 環境部環境企画課長
- (5) 環境部環境保全課長

第3条第7号を次のように改める。

- (7) 保健福祉部介護福祉課長

第4条第1項中「環境生活部長」を「総務部県民生活局長」に改め，同条第2項中「環境生活部長」を「総務部県民生活局長」に，「環境生活部生活・文化課長」を「総務部県民生活局生活・文化課長」に改め，同条第3項中「環境生活部長」を「総務部県民生活局長」に改める。

第5条中「環境生活部生活・文化課」を「総務部県民生活局生活・文化課」に改める。

（法制審議委員会規程の一部改正）

- 第3条 法制審議委員会規程（昭和43年鹿児島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「財政課長，市町村課長」を「市町村課長，財政課長」に改める。

（鹿児島県公舎管理規程の一部改正）

- 第4条 鹿児島県公舎管理規程（昭和47年鹿児島県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「財産管理課長」を「庁舎管理課長」に改める。

（鹿児島県土地対策委員会規程の一部改正）

- 第5条 鹿児島県土地対策委員会規程（昭和48年鹿児島県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「会計管理者
総務部長」を「総務部長」に，「環境生活部長」を「環境部長」に改め

る。

別表第2 総務部の項中「財政課長，市町村課長」を「市町村課長，財政課長，財政課財産活用対策室長」に改め，同表環境生活部の項を次のように改める。

環境部 環境企画課長，廃棄物・リサイクル対策課長，自然保護課長，環境保全課長

別表第2 保健福祉部の項中「長寿社会課長」を「介護福祉課長」に，「子ども課長」を「子ども福祉課長」に改め，同表土木部の項中「監理用地課長，監理用地課用地対策室長」を「監理課長，監理課用地対策室長」に改め，同表出納局の項を削る。

（鹿児島県青少年対策本部設置規程の一部改正）

第6条 鹿児島県青少年対策本部設置規程（昭和57年鹿児島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「環境生活部青少年男女共同参画課」を「総務部県民生活局青少年男女共同参画課」に改める。

別表中	環境生活部長	生活・文化課長	を
	保健福祉部長	青少年男女共同参画課長 長寿社会課長 子ども課長	
「	総務部県民生活局長	生活・文化課長 共生・協働推進課長 青少年男女共同参画課長	に改める。
	保健福祉部長	子ども福祉課長	

（鹿児島県職員倫理規程の一部改正）

第7条 鹿児島県職員倫理規程（平成19年鹿児島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表環境生活部の項を次のように改める。

環境部	環境部長
-----	------

附 則

この訓令は，平成21年4月1日から施行する。